【資料1】

甲賀市文化のまちづくり審議会委員

（任期：令和元年７月１日から令和３年６月３０日まで）

役職	氏　　名	住所	備考
委員	今西　早代子	甲賀市水口町	
委員	西川　みき子	甲賀市水口町	
委員	山之内　洋	甲賀市水口町	
委員	横川　正己	甲賀市水口町	
委員	福井　眞理	甲賀市土山町	
委員	清水　雅代	甲賀市甲賀町	
委員	瀬古　祐嗣	甲賀市甲賀町	
委員	河尻　俊一	甲賀市甲南町	
委員	大野　正雄	甲賀市甲南町	
委員	早川　弘志	甲賀市甲南町	
委員	宇田　康雄	甲賀市信楽町	
委員	雲林院　ユカリ	甲賀市信楽町	

【資料2】

甲賀市文化のまちづくり計画　現行計画から現在までの経過

【現行計画】

計画期間　平成 22 年(2010 年)～平成 31 年(2019 年)　10 年間

【国、県、市の動き】

国	劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(劇場法)	平成 24 年(2012 年)
	文化芸術基本法の改正	平成 29 年(2017 年)
	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	平成 30 年(2018 年)
県	滋賀県文化振興基本方針	平成 23 年(2011 年)
	滋賀県文化振興基本方針(第 2 次)	平成 28 年(2016 年)
市	第 2 次甲賀市総合計画	計画期間　平成 29 年(2017 年)～令和 10 年(2028 年)
	第 3 期甲賀市教育振興計画	計画期間　平成 31 年(2019 年)～令和 5 年(2023 年)
	第 4 期甲賀市教育振興計画	計画期間　令和 6 年(2024 年)～令和 10 年(2028 年)

【市の上位計画による、文化・芸術に関する内容】

1. 第2次甲賀市総合計画

生涯学習・文化・スポーツ

概 況

文化、芸術活動が自主的かつ活発に行われるよう支援を行い、市民ホールを拠点とし、地域を越えた取組等、市民参画による事業を展開している。

課 題

文化団体の安定的な自主運営に向けた支援や、文化芸術活動の担い手不足への対応を行うとともに、老朽化した文化施設の計画的な改修が必要。

目標像

多くの市民が、仲間と共に学び、文化、芸術にふれ、スポーツに親しんでいる。

成果指標

生涯学習・文化・スポーツに「満足している」「まあ満足している」と答えた人の割合

市民意識調査(%)

結果　平成29年(2017年)32.0%　平成30年(2018年)　32.5%

目標値　令和元年(2019年)34.0%　令和2年(2020年)　35%

施 策

文化、芸術の振興

施策概要

郷土芸能や文化、芸術活動に係る各種団体や後継者の育成と伝承活動や自主的文化活動を支援するとともに、アール・ブリュットの魅力発信や新たな文化、芸術の創造に取り組む。また、文化施設を有効利用するため、環境づくりに努める。

2. 第3期甲賀市教育振興計画

課題

① 文化・芸術・芸能の振興に向けた人材育成・活動の場の充実・自主活動支援

金の卵プロジェクト

ジュニア・ダンス・フェスティバル

クレイアニメ制作教室

市民が企画し参画する文化公演等の支援と民間団体等との連携による文化活動の場や機会の拡大。

甲賀市美術展覧会、アール・ブリュットなど芸術家等の創造活動への支援。

② 文化・芸術・芸能の環境整備

文化施設の利用促進

高齢者・障がい者等全ての人々の文化活動等の環境整備

文化・芸術・芸能活動が活発に行われる環境づくりの推進

【文化振興事業概要】

1. 文化振興のための施設

市民文化ホールは、あいこうか市民ホールを中心館として、碧水ホール、甲南情報交流センター(忍の里プララ)、あいの土山文化ホールの4館があり、それぞれの文化ホールの特徴を生かした自主事業の実施、貸館の事業の実施により文化活動が行われ、市民が広く文化芸術に触れる機会の提供を推進してきた。また、信楽にある和太鼓音楽活動交流館では、和太鼓団体を中心に練習の場として活用されている。

※あいの土山文化ホールのみ指定管理で、他はすべて直営

(平成22年度以降の市民文化ホールのホール利用回数および利用者数、ホール稼働率の推移は別紙のとおり)

2. 文化施設の管理運営

あいこうか市民ホールをはじめ、開館後25年～30年経過している施設があり、施設や設備等に老朽化が見られることから、利用者が安心して施設を利用できるよう、計画的に改修工事を実施している。今後も、計画的な改修が必要となる。

これまでのおもな改修工事

平成26年度　あいこうか市民ホール楽屋等改修工事

あいこうか市民ホール舞台照明設備二次改修工事

平成 27 年度　碧水ホールのロビー空調設備改修工事
　　甲南情報交流センター空調設備制御盤更新工事（2基の内1基）
平成 28 年度　甲南情報交流センター空調設備制御盤更新工事(2基の内1基)
平成 29 年度　あいこうか市民ホール舞台吊物設備等改修工事
平成 30 年度　あいの土山文化ホール舞台吊物設備等改修工事

今後、必要とされる改修、更新等
設備の老朽化に伴い、時代に即応した改修の他、高齢社会、バリアフリー化を必要とする。
音響設備改修工事、観覧席改修工事、舞台張替え工事、電気設備改修工事
トイレ改修工事

3. 自主事業、共催事業、事務局事業の実施

気軽に芸術に触れる機会の事業、優れた作品が鑑賞できる事業、ワークショップなどの体験型事業、市民参加型事業などを実施してきた。また、民間プロモーター、報道関係、地域の実演芸術家などとの共催事業や、県文化財団との滋賀県アートコラボレーション事業では、単独ではできない規模となる事業を実現するだけでなく、市民が主体的に参画する意欲を高める機会や、文化芸術のプロデューサーが育つための土壌づくりの機会として推進してきた。

また、平成29年度からは、感受性豊かな幼児から中学生までの時期に、一流のアーティスト、アスリート、科学者などに触れ、豊かな感性や創造力を育むとともに、子どもたちの未来に向けた夢や目標を持つ機会として、「金の卵プロジェクト」に取り組んでる。

おもな自主事業
・甲賀市美術展覧会
・こうかうた短歌俳句大賞
・サロンコンサート
・ピアノを贈ろう！コンサート
・JAZZ ライブ
・関西フィルハーモニー管弦楽団ニュイヤーコンサート
・夏休みに小学生を対象とした、クレイアニメ制作教室
・高校演劇ワークショップ
・鈴鹿馬子唄学習塾
・初心者を対象とした弦楽器ワークショップ
・ジュニアダンスフェス
・甲賀市文化協会連合会芸能祭
・イベントづくり入門講座
・人形劇鑑賞会
・びわこの風オーケストラ定期演奏会

4. 文化活動団体や大規模な文化事業の支援

文化協会や和太鼓活動団体が持続的な活動ができるように補助金を交付している他、和太鼓サウンド夢の森や斎王群行のように、大規模な文化事業を支援するために補助金を交付してきた。

市民文化ホール　ホール利用回数

年度		施設名				回	備考
平成	西暦	あいこうか市民ホール	碧水ホール	あいの土山文化ホール	甲南情報交流センター　忍の里プララ	合計	
22	2010	100	233	80	212	625	
23	2011	112	211	81	156	560	
24	2012	138	198	85	247	668	
25	2013	131	198	80	185	594	
26	2014	130	181	102	220	633	
27	2015	138	155	87	246	626	碧水ホール：約1ヶ月(12月下旬から1月下旬)ロビー空調改修工事のため、ホールの利用停止
28	2016	144	175	96	259	674	
29	2017	138	180	124	237	679	あいこうか市民ホール：約1ヶ月（1月下旬から3月上旬）舞台吊物等改修工事のため、ホールの利用停止）
30	2018	141	179	90	240	650	あいの土山文化ホール：約1ヶ月（10月）舞台吊物等改修工事のため、ホールの利用停止）
合計		1,172	1,710	825	2,002	5,709	

平成22年度の利用回数合計625回に対し、平成30年度の利用回数合計は650回で、30回増(4ポイント増)。

市民文化ホール　　利用者数

年度		施設名				人	備考
平成	西暦	あいこうか市民ホール	碧水ホール	あいの土山文化ホール	甲南情報交流センター　忍の里プララ	合計	
22	2010	47,810	42,338	6,994	55,391	152,533	
23	2011	57,836	41,803	6,564	70,509	176,712	
24	2012	61,328	43,380	8,449	57,559	170,716	
25	2013	64,828	54,862	6,556	50,576	176,822	
26	2014	68,098	54,033	6,087	61,907	190,125	
27	2015	79,338	39,842	4,591	68,342	192,113	碧水ホール：約1ヶ月(12月下旬から1月下旬)ロビー空調改修工事のため、ホールの利用停止
28	2016	68,669	37,548	5,536	62,576	174,329	
29	2017	71,080	43,160	10,764	57,412	182,416	あいこうか市民ホール：約1ヶ月（1月下旬から3月上旬）舞台吊物等改修工事のため、ホールの利用停止）
30	2018	71,336	53,887	6,822	71,894	203,939	あいの土山文化ホール：約1ヶ月（10月）舞台吊物等改修工事のため、ホールの利用停止）
合計		590,323	410,853	62,363	556,166	1,619,705	

平成22年度の利用者数合計152,533人に対し、平成30年度の利用者数合計は203,939人で、51,406人増（33.7ポイント増）。

市民文化ホール　稼働率

ホール利用可能日数 B　開館日数から、点検、その他でホールが利用できない日を除いた日数

ホール利用日数 C　1日あたり1件以上のホール利用があった日数

施設名	項目	2010 平成22年度	2011 平成23年度	2012 平成24年度	2013 平成25年度	2014 平成26年度	2015 平成27年度	2016 平成28年度	2017 平成29年度	2018 平成30年度	平成20-30年度合計
あいこうか市民ホール	開館日数 A	309	308	308	307	308	308	308	308	307	2771
	ホール利用可能日数 B	302	302	303	292	226	303	303	257	294	2582
	ホール利用日数 C	100	106	130	125	114	117	108	138	141	1079
	稼働率 C/B	33.1%	35.1%	42.9%	42.8%	50.4%	38.6%	35.6%	53.7%	48.0%	41.8%
碧水ホール	開館日数 A	309	308	308	307	308	308	308	308	308	2772
	ホール利用可能日数 B	279	283	281	282	273	243	283	283	291	2498
	ホール利用日数 C	193	170	181	196	181	155	163	180	179	1598
	稼働率 C/B	69.2%	60.1%	64.4%	69.5%	66.3%	63.8%	57.6%	63.6%	61.5%	64.0%
あいの土山文化ホール	開館日数 A	307	307	307	306	307	307	307	308	308	2764
	ホール利用可能日数 B	302	302	302	301	302	302	302	290	267	2670
	ホール利用日数 C	74	71	76	62	102	87	96	124	90	782
	稼働率 C/B	24.5%	23.5%	25.2%	20.6%	33.8%	28.8%	31.8%	42.8%	33.7%	29.3%
甲南情報交流センター	開館日数 A	308	309	307	307	311	308	310	308	308	2776
	ホール利用可能日数 B	308	309	301	307	311	308	310	297	303	2754
	ホール利用日数 C	212	156	183	182	220	246	227	217	204	1847
	稼働率 C/B	68.8%	50.5%	60.8%	59.3%	70.7%	79.9%	73.2%	73.1%	67.3%	67.1%

合計	開館日数 A	1233	1232	1230	1227	1234	1231	1233	1232	1231	11083
	ホール利用可能日数 B	1191	1196	1187	1182	1112	1156	1198	1127	1155	10504
	ホール利用日数 C	579	503	570	565	617	605	594	659	614	5306
	稼働率 C/B	48.6%	42.1%	48.0%	47.8%	55.5%	52.3%	49.6%	58.5%	53.2%	50.5%

平成22年度の稼働率48.6%に対し、平成30年度は56.3%で、7.7ポイント増。

【資料3】

甲賀市文化のまちづくり審議会規則

平成26年1月29日
教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条　この規則は、甲賀市附属機関設置条例(平成25年甲賀市条例第35号)第3条の規定に基づき、甲賀市文化のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条　審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4　会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第4条　審議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育スポーツ課において処理する。

(その他)

第5条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付則（平成31年教委規則第5号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

○甲賀市附属機関設置条例

平成25年12月18日
条例第35号

（趣旨）

第1条　この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づき、市の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

（設置等）

第2条　執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。

2　委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3　別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　委員は、再任されることができる。

（委任）

第3条　この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、執行機関が規則で定めるものとする。

付　則

（施行期日）

1　この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（甲賀市総合計画策定審議会条例等の廃止）

2　次に掲げる条例は、廃止する。

(1)　甲賀市総合計画策定審議会条例（平成17年甲賀市条例第1号）

(2)　甲賀市特別職報酬等審議会条例（平成17年甲賀市条例第2号）

(3)　甲賀市公有財産審議会条例（平成20年甲賀市条例第43号）

(4)　甲賀市公共下水道事業審議会条例（平成17年甲賀市条例第24号）

(5)　甲賀市文化のまちづくり審議会条例（平成17年甲賀市条例第27号）

(6)　甲賀市史編さん委員会条例（平成17年甲賀市条例第18号）

（経過措置）

3　前項の規定による廃止前のそれぞれの条例による附属機関及びその委員は、この条例の規定による相当の附属機関及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。この条例の施行の際執行機関が定めているところにより置かれている委員会その他の合議制の機関及びその委員についても、同様とする。

4　付則第2項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関に係る諮問、答申その他の行為は、この条例の規定による相当の附属機関に係る諮問、答申その他の行為とみなす。前項後段に規定する委員会その他合議制の機関に係る諮問、答申その他の行為についても同様とする。

付　則（平成27年条例第17号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行後、最初に委嘱される甲賀市地域福祉計画審議会の委員の任期は、別表の1の表の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

付　則（平成28年条例第3号）

（施行期日）

1　この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　改正前の甲賀市附属機関設置条例に定める甲賀市公共下水道事業審議会及びその委員は、甲賀市下水道審議会及びその委員となり、同一性を持って存続するものとする。

付　則（平成28年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成29年条例第5号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

付　則（平成30年条例第24号）抄

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

1　市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期
甲賀市総合計画審議会	総合計画の策定及びその推進に関する事項について調査し、審議すること。	(1)　市民 (2)　学識経験を有する者 (3)　その他市長が適当と認める者	20人以内	2年
甲賀市公共交通活性化まちづくり推進協議会	持続可能なまちづくりの概念を基本とした公共交通体系及び基本構想策定について調査及び研究し、審議すること。	(1)　市長が指名する職員 (2)　その他市長が適当と認める者	25人以内	1年
甲賀市国際化推進委員会	国際化推進計画の策定について調査し、審議すること。	(1)　市民 (2)　各種団体等の代表者 (3)　その他市長が適当と認める者	10人以内	1年
甲賀市特別職報酬等審議会	議会の議員の議員報酬の額及び特別職の職員で非常勤のものの報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について審議すること。	(1)　市内の公共的団体等の代表者 (2)　その他市長が適当と認める者	10人以内	委嘱の日から審議が終了する日まで
甲賀市指定管理者選定委員会	公の施設の指定管理者の選定に関する事項について審査すること。	(1)　学識経験を有する者 (2)　公の施設の利用者 (3)　その他市長が適当と認める者	5人以内	2年
甲賀市行政改革推進委員会	行政改革に関する事項について調査し、審議すること。	(1)　学識経験を有する者 (2)　その他市長が適当と認める者	10人以内	2年
甲賀市公有財産審議会	公有財産の取得、管理及び処分について調査し、審議すること。	(1)　学識経験を有する者 (2)　市長が指名する職員 (3)　その他市長が適当と認める者	7人以内	2年
甲賀市入札監視委員会	市が発注する公共工事等に関する入札及び契約の適正化を図るために必要な事項について調査し、審議すること。	(1)　学識経験を有する者 (2)　その他市長が適当と認める者	5人以内	2年
甲賀市地域福祉計画審議会	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画の策定及びその推進について調査し、審議すること。	(1)　市民 (2)　学識経験を有する者 (3)　地域福祉関係団体の代表者 (4)　社会福祉事業関係団体の職員 (5)　その他市長が適当と認める者	15人以内	2年
甲賀市商工業振興計画審議会	商工業振興計画の策定及びその推進について調査し、審議すること。	(1)　市民 (2)　学識経験を有する者 (3)　商工業関係団体の代表者及び構成員 (4)　その他市長が適当と認める者	18人以内	2年

甲賀市観光振興計画審議会	観光振興計画の策定及びその推進について調査し、審議すること。	(1)　市民 (2)　学識経験を有する者 (3)　観光等産業関係団体の代表者及び構成員 (4)　その他市長が適当と認める者	12人以内	2年
甲賀市下水道審議会	下水道事業の経営、将来計画及び健全な運営並びに汚水処理に関する事項について調査し、審議すること。	(1)　受益者の代表者 (2)　その他市長が適当と認める者	20人以内	2年
甲賀市立信楽中央病院経営評価委員会	病院改革プランの改定並びに実施状況を点検及び評価し、審議すること。	(1)　医療関係者 (2)　学識経験を有する者 (3)　関係行政機関の職員 (4)　福祉関係者 (5)　その他市長が適当と認める者	6人以内	3年
甲賀市水口医療介護センター経営評価委員会	経営計画の改定並びに実施状況を点検及び評価し、審議すること。	(1)　医療関係者 (2)　介護関係者 (3)　学識経験を有する者 (4)　関係行政機関の職員 (5)　福祉関係者 (6)　その他市長が適当と認める者	8人以内	3年

2　教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期
甲賀市教育行政評価委員会	教育委員会の権限に属する事務の管理並びに執行状況の点検及び評価結果について調査し、審議すること。	(1)　教育関係者 (2)　その他教育委員会が適当と認める者	5人以内	2年
甲賀市教育支援委員会	特別な支援を必要とする乳幼児、児童及び生徒の適切な就学支援その他の教育支援に関し、必要な事項について調査、審議及び助言すること。	(1)　医師 (2)　学識経験を有する者 (3)　関係教育機関の職員 (4)　関係行政機関の職員 (5)　教育委員会が指名する職員 (6)　その他教育委員会が適当と認める者	35人以内	1年
甲賀市青少年自然体験活動推進委員会	青少年を対象とした安全で効果的な自然体験活動の普及推進について調査し、審議すること。	(1)　学識経験を有する者 (2)　青少年関係団体の代表者 (3)　関係行政機関の職員 (4)　教育委員会が指名する職員 (5)　その他教育委員会が適当と認める者	10人以内	2年
甲賀市文化のまちづくり審議会	文化芸術の振興及び施設について調査し、審議すること。	(1)　市民 (2)　学識経験を有する者 (3)　その他教育委員会が適当と認める者	15人以内	2年

3　選挙管理委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期

甲賀市投票区域編成審議会	投票区域の編成に関する事項について調査し、審議すること。	(1)　市民を代表する者 (2)　選挙管理委員会が指名する職員 (3)　その他選挙管理委員会が適当と認める者	15人以内	委嘱の日から審議が終了する日まで

甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針

（趣旨）

第１条　この指針は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）の規定に基づき設置される附属機関の会議（以下「会議」という。）の公開等に関し、会議の公正性の確保と透明性の向上を図ると共に、広く情報を公開することにより市民の市政への参加の促進と信頼の確保を図り、公正な市政の推進に資することを目的として、法令等（条例及び規則を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除き、会議の公開等に関し基本的な事項等を定めるものとする。

（附属機関の範囲）

第２条　前条に規定する附属機関の範囲は、法第１３８条の４第３項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところによる市の執行機関が設置する附属機関とする。ただし、次条及び第４条において、全部非公開とする会議の附属機関は、この限りでない。

（会議の公開の基準）

第３条　会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

（１）　非公開とすることについて法令等に規定されている場合

（２）　甲賀市情報公開条例（平成１６年甲賀市条例第１５号。以下「公開条例」という。）第６条各号に定める非公開情報に関し審議等を行う場合

（３）　会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

（公開又は非公開の決定）

第４条　会議の公開又は非公開の決定は、前条の規定に基づき、附属機関の長（以下「会長等」という。）が当該附属機関に諮って行うものとする。ただし、前条の規定により明らかに非公開とすべきものについては、附属機関を所管する所属の長が、会長等の意見を聴く等の方法により、非公開を決定することができるものとする。

２　附属機関は、会議の非公開を決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

（公開の方法等）

第５条　会議の公開の方法等は、次に掲げるとおりとする。

（１）　会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

（２）　会議を公開する場合、附属機関は傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会場に傍聴席を設けるものとする。

（３）　傍聴者の定員は５人以上とする。ただし、会場の規模等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

（４）　傍聴の受付は、原則として当日、先着順により行うものとする。ただし、多数の傍聴希望者が見込まれる場合等は、この限りでない。

（５）　傍聴者に対しては、会議資料（公開条例第６条各号の規定に該当する情報が記載されているものを除く。）を配付し、又は閲覧に供するものとする。

（６）　会長等は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

（会議の傍聴）

第６条　会議の傍聴は、次に掲げるとおりとする。

（１）　次のアからカまでのいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

ア　人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

イ　酒気を帯びていると認められる者

ウ　鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯している者

エ　張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等の意思を表示するものを携帯している者

オ　笛、太鼓、その他の楽器の類又はラジオ、拡声器その他の音響装置等の大きな音のするものを携帯する者

カ　アからオまでに定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（２）　会長等は、傍聴者に対し次に掲げる事項を遵守させ、静穏に傍聴するよう求め、会議の公正かつ円滑な運営に努めるものとする。

ア　写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。ただし、報道機関の取材活動について、会長等の許可を得た場合は、この限りでない。

イ　会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と賛否を表明しないこと。

ウ　大きな声、音を発する等騒ぎ立てないこと。

エ　みだりに席を離れ、又は不体裁な行動をしないこと。

オ　飲食又は喫煙しないこと。

カ　携帯電話等の通信機器の使用（着信音を発することを含む。）をしないこと。

キ　アからカまでに定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（３）　会長等は、会議を非公開とする決定をするときは、傍聴者に対し、速やかに退場するよう指示しなければならない。

（４）　傍聴者がこの指針に定める事項に違反する場合は、会長等がこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

（会議開催の周知）

第７条　附属機関は、会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の７日前までに、次に掲げる会議の開催案内（様式第１号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

（１）　会議の名称

（２）　開催日時

（３）　開催場所

（４）　議題

（５）　公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）

（６）　傍聴者の定員

（７）　傍聴手続

（８）　問い合わせ先

（９）　その他必要な事項

（会議録の作成及び会議結果の公表）

第８条　附属機関は会議録を作成し、会議開催後概ね１月以内に、次に掲げる会議の概要報告（様式第２号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により

公表するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

（１）　会議の名称

（２）　開催日時

（３）　開催場所

（４）　議題

（５）　公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）

（６）　出席者

（７）　傍聴者数

（８）　会議資料

（９）　議事の結果概要

（１０）　その他必要な事項

２　第３条ただし書により会議の全部又は一部を非公開とした場合の当該会議の開催結果の公表に当たっては、当該非公開情報が明らかとならないよう、議題及び議事の概要の記載方法並びに会議資料に十分配慮したうえで可能な範囲の情報を公表するよう努めるものとする。

（その他）

第９条　会議の公開等について市民等から意見の申出があった場合は、当該附属機関を所管する所属において適切に対応するものとする。

（委任）

第１０条　この指針に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、各附属機関が定める。

付　則

この指針は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、この指針の施行後、最初に行われる会議については、この指針は適用しない。

様式第１号（第７条関係）

会議の開催案内	
１．会議の名称	
２．開催日時	年　　月　　日（　） 時　　分から
３．開催場所	
４．議題	
５．公開又は非公開の別	□　公開 □　一部公開 □　非公開 （一部公開・非公開の理由）
６．傍聴者の定員	人
７．傍聴手続	
８．問い合わせ先	
９．その他	

様式第２号（第８条関係）

会議の概要報告	
１.会議の名称	
２.開催日時	年　　月　　日（　） 時　分～　時　分
３.開催場所	
４.議題	
５.公開又は非公開の別	□　公開 □　一部公開 □　非公開 （一部公開・非公開の理由）
６.出席者	
７.傍聴者数	人
８.会議資料	
９.議事の結果概要	
１０.その他	

【資料6】

甲賀市文化のまちづくり計画 ２次計画　策定方針(案)

１　計画策定の目的

甲賀市では、平成２２年（2010年）３月に、「甲賀市文化のまちづくり計画」を策定し、市民一人ひとりが生涯にわたり、文化芸術を通して、心豊かに潤いのある生活を送ることができるよう、市民の自発的な文化・芸術の創造活動を支援し、その活動が持続的に実践できるための環境の整備、そして、文化芸術の鑑賞の機会を提供してきたところです。

一方、国においては、平成２４年(2012年)に、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（劇場法）が施行され、「文化芸術振興基本法（平成１３年（2001年）施行）は、平成２９年（2017年）に「文化芸術基本法」となり、平成３０年（2018年）には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されたところです。

これらを踏まえ、国、県の計画を参酌しながら、現在の計画を基礎とした文化芸術推進の基本となる「甲賀市文化のまちづくり計画２次計画」を策定します。

２　計画の性格

(1)法的位置づけ

文化芸術基本法第７条に基づき文化芸術推進基本計画を参酌して、甲賀市の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めます。

(2)文化のまちづくりの指針

第２次甲賀市総合計画、教育大綱、第３期甲賀市教育振興計画を上位計画として、地域の特性を活かした文化芸術団体、芸術家等の主体的な活動や持続的な運営を支援するなど、文化芸術推進の基本的な指針とします。

３　計画の期間

第２次甲賀市総合計画を踏まえて策定した第３期甲賀市教育振興計画との整合を図るため、令和２年度（2020 年度）から令和１０年度（2028 年度）までの９年間を計画期間とします。また、計画期間中にも、社会情勢の変化や事業の進捗状況などを踏まえて、内容を見直すこととします。

４　計画策定にあたっての基本的な考え方

(1)行政計画としての文化芸術推進計画

本計画は、その策定過程、基本的な考え方や関係施策において行政と民間の協働・連携を保ちつつ、それぞれの役割と責任を明確化し、文化芸術を推進するための仕組みや市が実施すべき施策を定めた行政計画として策定します。

(2)現計画における課題への対応

○文化ホール等の施設を中心とした文化・芸術活動のあり方

○文化芸術活動を行う団体と企業、大学、地域、家庭との連携
○文化芸術のもつ創造性を地域振興、観光、産業、教育に活用

５　策定体制・市民参加

(1)甲賀市文化のまちづくり審議会

甲賀市文化のまちづくり計画について調査・審議し、甲賀市教育委員会へ答申します。

(2) 市民参加

○甲賀市市政に関する意識調査
（平成３０年度に文化芸術に関する意識調査を実施）
○文化芸術団体のヒアリング

６　策定スケジュール

令和元年	６月	策定方針の決定
	７月	第１回審議会
	８月	第２回審議会
	９月	計画素案作成
	１０月	計画原案作成
	１１月	第３回審議会
		計画案策定
令和２年	１月	教育委員会へ答申
		教育委員会審議
		パブリック・コメントの実施
	２月	第４回審議会
		教育委員会審議
	３月	計画策定